

都道府県知事
市町村長
特別区長

】 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

オンライン診療その他の遠隔医療の推進に向けた基本方針について (通知)

情報通信機器を活用した診療 (以下「オンライン診療」という。) その他の情報通信機器を活用した健康増進、医療に関する行為 (以下「遠隔医療」という。) については、情報通信技術の発展並びに地域の医療提供体制及び医療ニーズの変化に伴って、近年ますます需要が高まっている。一方、例えば、オンライン診療については、近年は新型コロナウイルス感染症の対応等において、徐々に活用されているものの、必ずしも幅広く普及が進んでいるとは言えない状況にあり、また、不適切な利用実態もあることが指摘されており、適切な実施を促進する必要性が指摘されているところである。

こうした中、「規制改革実施計画 (令和 3 年 6 月 18 日閣議決定)」や「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画フォローアップ (令和 4 年 6 月 7 日閣議決定)」において、オンライン診療その他の遠隔医療の果たす役割を明確にし、国民、医療関係者双方の理解を促進する等、地域において遠隔医療が幅広く適正に実施されるための基本方針を策定することとされたことを受け、社会保障審議会医療部会において、検討を行った結果、別添 1 のとおり、「オンライン診療その他の遠隔医療の推進に向けた基本方針」を策定することとした。

各都道府県におかれては、本方針について管内の医療機関への周知をいただくとともに、地域でオンライン診療その他の遠隔医療を幅広く適正に推進する取組を進めるにあたって、本方針をご参考いただき、引き続き、積極的な取組をお願いする。

また、取組に当たって参考としていただけるよう、別添 2 のとおり、遠隔医療の導入に関する好事例集を作成するとともに、厚生労働省にホームページ (※) を新設し、都道府県が活用可能な補助金等について情報提供を行っているので、ご活用いただきたい。

※https://www.mhlw.go.jp/stf/index_0024.html

なお、この通知は、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

以 上